

# 令和4年度 あさぎり町定期監査報告書

## ＜監査の対象＞

※令和4年9月末までの歳入歳出予算執行分

令和4年度一般会計  
令和4年度国民健康保険特別会計  
令和4年度後期高齢者医療特別会計  
令和4年度介護保険特別会計  
令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計  
令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計  
令和4年度水道事業会計  
令和4年度下水道事業会計

【企画政策課】あさぎり商社への委託料(同社の3年度決算資料)、  
地域づくり団体助成金

【町民課】資源有価物回収事業交付金

【生活福祉課】放課後児童健全育成事業補助金、  
障がい児保育事業補助金、延長保育事業補助金、  
病後児保育事業補助金

【高齢福祉課】脳いきいき事業、地域型サロン事業

【健康推進課】スマートウェルネス事業

【農林振興課】農業経営分析事業(3・4年度)、農産加工センター委託料、  
強い農業・担い手づくり総合支援金、  
有機農業推進補助金、農業次世代人材投資事業補助金、  
担い手づくり支援交付金、  
担い手確保・経営強化支援事業補助金、  
田んぼダム協力支援事業助成金

【商工観光課】販路開拓強化事業、店舗改装事業等補助金、  
住宅リフォーム等補助金、地域イベント等補助金、  
商工業振興補助金

【教育課】町文化協会補助金、文化財修理補助金

## あさぎり町監査委員

あさぎり町議会議長 徳永 正道 様  
あさぎり町長 尾鷹 一範 様  
あさぎり町教育委員会  
あさぎり町選挙管理委員会  
あさぎり町農業委員会 各位

あさぎり町監査委員 園田 孝幸  
あさぎり町監査委員 加賀山 瑞津子

## 令和 4 年度定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1)監査対象(令和 4 年 9 月 30 日までの予算執行分)

令和 4 年度 一般会計  
令和 4 年度 国民健康保険特別会計  
令和 4 年度 後期高齢者医療特別会計  
令和 4 年度 介護保険特別会計  
令和 4 年度 球磨郡障害認定審査事業特別会計  
令和 4 年度 球磨郡介護認定審査事業特別会計  
令和 4 年度 水道事業会計  
令和 4 年度 下水道事業会計

【企画政策課】あさぎり商社への委託料(同社の 3 年度決算資料)、地域づくり団体助成金

【町民課】資源有価物回収事業交付金

【生活福祉課】放課後児童健全育成事業補助金、障がい児保育事業補助金、延長保育事業補助金、病後児保育事業補助金

【高齢福祉課】脳いきいき事業、地域型サロン事業

【健康推進課】スマートウェルネス事業

【農林振興課】農業経営分析事業(3・4 年度)、農産加工センター委託料、強い農業・担い手づくり総合支援金、有機農業推進補助金、農業次世代人材投資事業補助金、担い手づくり支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業補助金、田んぼダム協力支援事業助成金

【商工観光課】販路開拓強化事業、店舗改装事業等補助金、住宅リフォーム等補助金、地域イベント等補助金、商工業振興補助金

【教育課】町文化協会補助金、文化財修理補助金

(2)実施日 令和 4 年 10 月 20 日(木)～11 月 25 日(金) 左記の期間中 11 日間

##### (3)監査の着眼点

令和 4 年度の定期監査は財務に関する事務の執行、経営に係る事業管理の中で特に事業の執行状況及び補助金の交付状況が適正且つ合理的に行われているかなどを重点的に関係資料に基づき実施した。また、各支所、消防団詰所、小・中学校の監査も実施した。

## 2 監査の結果

### 【一般会計】

#### (1) 歳入予算の執行状況(科目別歳入予算の執行状況)

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

科 目	予算額 (A)	調定額	収入済額 (B)	収入未済額	執行率 (B/A)	前年同期 の執行率
町 税	1,186,734,000	1,262,823,733	787,289,890	475,533,843	66.3	72.5
地 方 譲 与 税	141,784,000	43,012,000	43,012,000	0	30.3	32.4
利 子 割 交 付 金	1,231,000	151,000	151,000	0	12.3	27.6
配 当 割 交 付 金	3,649,000	2,453,000	2,453,000	0	67.2	59.0
株式等譲渡所得割交付金	4,644,000	0	0	0	0.0	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	12,093,000	7,930,000	7,930,000	0	65.6	49.3
地 方 消 費 税 交 付 金	312,488,000	186,405,000	186,405,000	0	59.7	72.8
ゴルフ場利用税交付金	5,405,000	2,503,037	2,503,037	0	46.3	63.0
環 境 性 能 割 交 付 金	13,644,000	3,325,000	3,325,000	0	24.4	53.9
地 方 特 例 交 付 金	8,698,000	6,294,000	6,294,000	0	72.4	73.2
地 方 交 付 税	4,572,273,000	3,409,006,000	3,409,006,000	0	74.6	83.7
交通安全対策特別交付金	1,244,000	640,000	640,000	0	51.4	64.9
分 担 金 及 び 負 担 金	27,790,000	13,869,809	12,302,256	1,567,553	44.3	38.8
使 用 料 及 び 手 数 料	101,708,000	108,038,417	54,961,910	53,076,507	54.0	51.8
国 庫 支 出 金	2,025,368,000	1,008,841,780	170,322,633	838,519,147	8.4	10.9
県 支 出 金	1,137,577,000	372,578,872	282,375,077	90,203,795	24.8	24.4
財 産 収 入	135,561,000	31,386,196	27,801,353	3,584,843	20.5	39.2
寄 附 金	411,100,000	113,544,000	113,444,000	100,000	27.6	28.8
繰 入 金	894,384,000	0	0	0	0.0	0.0
繰 越 金	848,736,000	848,736,458	848,736,458	0	100.0	100.0
諸 収 入	205,324,000	164,966,579	128,182,725	36,783,854	62.4	41.8
町 債	2,191,000,000	0	0	0	0.0	0.0
歳 入 合 計	14,242,435,000	7,586,504,881	6,087,135,339	1,499,369,542	42.7	45.9

(注) 1.予算額には、繰越明許費・事故繰越額を含む。

2.収入済額には、前年度決算に伴う繰越金を含む。

【一般会計】

(2) 歳出予算の執行状況

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

款	予算額	支出済額	予算残額	執行率	前年度同期	
					支出済額	執行率
議会費	99,120,000	48,248,559	50,871,441	48.7	50,962,943	49.6
総務費	3,233,986,000	801,035,133	2,432,950,867	24.8	700,988,557	19.4
民生費	3,468,546,000	1,334,367,946	2,134,178,054	38.5	1,199,201,490	35.0
衛生費	1,024,093,000	486,549,470	537,543,530	47.5	414,401,501	47.1
農林水産業費	1,177,468,000	277,676,535	899,791,465	23.6	175,041,308	18.9
商工観光費	223,424,000	92,099,672	131,324,328	41.2	113,954,400	36.5
土木費	1,301,217,000	430,276,710	870,940,290	33.1	461,532,290	37.0
消防費	509,576,000	258,954,078	250,621,922	50.8	274,967,714	62.7
教育費	1,474,629,000	478,020,019	996,608,981	32.4	331,628,175	24.1
災害復旧費	516,119,000	52,251,062	463,867,938	10.1	194,860,876	28.3
公債費	1,209,403,000	610,751,973	598,651,027	50.5	637,856,342	50.6
予備費	4,854,000	0	4,854,000	0.0	0	0.0
計	14,242,435,000	4,870,231,157	9,372,203,843	34.2	4,555,395,596	31.9
備考						

(注)上記の表は、前年度からの繰越明許費・事故繰越額を含む。

## (3) 町税の収納状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位: 円・%)

税 目		予算額	調定額	収入済額	収入未済額	徴収率	前年度同期	
							収入済額	徴収率
町民税	現年度分	504,164,000	513,621,270	294,422,817	219,198,453	57.3	365,454,943	63.3
	過年度分	1,394,000	10,155,539	1,997,736	8,157,803	19.7	1,617,254	15.5
	計	505,558,000	523,776,809	296,420,553	227,356,256	56.6	367,072,197	62.4
内 個人	現年度分	446,359,000	476,602,270	259,021,017	217,581,253	54.3	327,667,643	61.0
	過年度分	1,320,000	8,659,197	1,917,836	6,741,361	22.1	1,512,054	16.1
	計	447,679,000	485,261,467	260,938,853	224,322,614	53.8	329,179,697	60.3
訳 法人	現年度分	57,805,000	37,019,000	35,401,800	1,617,200	95.6	37,787,300	92.5
	過年度分	74,000	1,496,342	79,900	1,416,442	5.3	105,200	10.2
	計	57,879,000	38,515,342	35,481,700	3,033,642	92.1	37,892,500	90.5
固定資産税	現年度分	522,713,000	554,494,800	367,910,010	186,584,790	66.4	354,338,700	66.4
	過年度分	6,947,000	67,593,310	4,723,688	62,869,622	7.0	4,784,646	6.0
	計	529,660,000	622,088,110	372,633,698	249,454,412	59.9	359,123,346	58.5
軽自動車税	現年度分	68,160,000	70,313,200	69,403,900	909,300	98.7	67,504,000	98.8
	過年度分	93,000	842,475	78,400	764,075	9.3	75,868	8.9
	計	68,253,000	71,155,675	69,482,300	1,673,375	97.6	67,579,868	97.7
市町村 たばこ税	現年度分	83,263,000	48,753,339	48,753,339	0	100.0	45,410,673	100.0
	過年度分	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	計	83,263,000	48,753,339	48,753,339	0	100.0	45,410,673	100.0
合計	現年度分	1,178,300,000	1,187,182,609	780,490,066	406,692,543	65.7	832,708,316	68.0
	過年度分	8,434,000	78,591,324	6,799,824	71,791,500	8.7	6,477,768	7.1
	計	1,186,734,000	1,265,773,933	787,289,890	478,484,043	62.2	839,186,084	63.8
備考								

## 【 保育料の収納状況 】

〈令和4年9月30日現在〉

### 保育所保護者負担金(私立)の収納状況

(単位:円・%)

年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
現年度分	5,862,890	6,851,380	0	△ 988,490	116.9
過年度分	589,500	30,000		559,500	5.1
計	6,452,390	6,881,380	0	△ 428,990	106.6

## 【 町営住宅の状況 】

(1)町営住宅使用料の収納状況

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
現年度分(住宅使用料)	79,392,300	39,296,700	0	40,095,600	49.5
過年度分(住宅使用料)	12,326,788	1,315,200	0	11,011,588	10.7
現年度分(浄化槽使用料)	2,284,800	866,600	0	1,418,200	37.9
過年度分(浄化槽使用料)	44,100	0	0	44,100	0.0
計	94,047,988	41,478,500	0	52,569,488	44.1

(2)町営住宅敷金の管理状況

(単位:円)

区分	金額
普通預金	0
定期預金	19,690,540
計	19,690,540

## (3)町営住宅管理状況

(単位:戸)

	校区	住宅名	管理戸数	左記の内訳	
				入居戸数	空家
1	上	柳別府団地	18	18	0
2	上	新井上団地	10	9	1
3	上	上西団地	23	23	0
4	上	平和団地	14	13	1
5	上	才田団地	4	4	0
6	上	塚脇団地	8	8	0
7	免田	下道団地	72	58	14
8	免田	二子団地	18	18	0
9	免田	浜川団地	24	24	0
10	免田	亀の甲団地	32	32	0
11	岡原	寺田団地	2	2	0
12	岡原	婦津原団地	3	3	0
13	岡原	堀ノ内団地	8	6	2
14	岡原	竹野団地	4	2	2
15	岡原	永北団地	3	3	0
16	岡原	葉山団地	5	5	0
17	岡原	別府団地	24	24	0
18	岡原	新堀ノ内団地	18	16	2
19	岡原	若宮団地	12	12	0
20	須恵	丸尾団地	6	6	0
21	須恵	丸尾2団地	6	6	0
22	須恵	覚井団地	2	2	0
23	深田	柴田団地	8	8	0
24	深田	星原団地	8	7	1
25	深田	橋の木団地	8	8	0
26	深田	内山団地	6	5	1
27	深田	下里団地	10	10	0
28	上	榎田団地(特公賃)	11	11	0
29	上	塚脇団地(特公賃)	10	10	0
30	岡原	新堀ノ内団地(特公賃)	7	7	0
31	須恵	覚井団地(特公賃)	2	2	0
32	深田	内山団地(特公賃)	4	4	0
33	上	井上賃貸団地	1	1	0
34	須恵	須恵中央ハイツ	10	10	0
計			401	377	22

## 【奨学基金の運用状況】

### (1) 奨学基金の貸付状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円)

前年度末での 貸付額累計 ①	当年度中の貸付額 ②	当年度9月末の 貸付額累計 ① + ②
626,990,000	4,900,000	631,890,000

### (2) 奨学基金貸付金の現在までの返済状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円)

前年度末での 返済額累計 ①	当年度中の返済額 ②	当年度9月末の 返済額累計 ① + ②
479,545,800	14,186,900	493,732,700

### (3) 今後の奨学金の貸付可能額の見込み

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円)

当年度9月末での 奨学基金の預金額①	当年度での 返済見込み額②	当年度での 貸付予定額③	当年度での 貸付可能額 ①+②-③
126,177,022	10,669,600	4,860,000	131,986,622

## 【給食費の収納状況】

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円)

	調定額	収入額	収入未済額
現年度分	63,969,000	27,727,258	36,241,742
過年度分	267,788	0	267,788
計	64236788	27727258	36509530

【 国民健康保険特別会計 】

(1) 歳入予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円・%)

科 目	予算額 (A)	調定額	収入済額 (B)	収入未済額	執行率 (B/A)	前年同期 の執行率
国民健康保険税	390,007,000	426,263,794	162,758,786	263,505,008	41.7	40.4
一部負担金	4,000	0	0	0	0.0	0.0
使用料及び手数料	230,000	187,300	37,400	149,900	16.3	19.6
国庫支出金	1,000	0	0	0	0.0	0.0
療養給付費等交付金	1,000	0	0	0	0.0	0.0
県支出金	1,476,766,000	1,401,358,619	700,674,000	700,684,619	47.4	49.0
財産収入	981,000	0	0	0	0.0	0.0
繰入金	142,623,000	0	0	0	0.0	0.0
繰越金	40,946,000	62,285,277	62,285,277	0	152.1	138.5
諸収入	8,410,000	12,620,671	12,790,471	△ 169,800	152.1	56.7
町債	2,000	0	0	0	0.0	0.0
計	2,059,971,000	1,902,715,661	938,545,934	964,169,727	45.6	47.1
備考						

【国民健康保険特別会計】

(2)歳出予算の執行状況

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

款		予算額	支出済額	予算残額	執行率	前年度同期	
						支出済額	執行率
総務費	総務管理費	12,952,000	7,470,555	5,481,445	57.7	6,113,071	15.2
	徴税費	177,000	72,600	104,400	41.0	67,320	38.7
	運営協議会費	209,000	0	209,000	0.0	0	0.0
保険給付費	療養諸費	1,246,345,000	529,334,113	717,010,887	42.5	505,138,328	40.7
	高額療養費	188,318,000	107,717,682	80,600,318	57.2	90,851,151	50.0
	移送費	31,000	0	31,000	0.0	0	0.0
	出産育児諸費	5,043,000	1,098,255	3,944,745	21.8	1,259,710	21.4
	葬祭諸費	600,000	160,000	440,000	26.7	260,000	43.3
	傷病手当金	400,000	105,965	294,035	26.5	0	0.0
国民健康保険事業納付金	医療給付費分	406,981,000	135,653,702	271,327,298	33.3	139,705,485	33.3
	後期高齢者支援金等分	110,866,000	36,956,817	73,909,183	33.3	40,255,038	33.3
	介護納付金分	51,384,000	17,129,623	34,254,377	33.3	17,854,395	33.3
共同事業拠出金		1,000	0	1,000	0.0	0	0.0
保健事業費	保健事業費	1,180,000	458,640	721,360	38.9	0	43.6
	特定健康診査等事業費	30,961,000	14,106,475	16,854,525	45.6	779,667	21.1
基金積立金		982,000	0	982,000	0.0	5,577,936	0.0
公債費		250,000	0	250,000	0.0	0	0.0
諸支出金		1,291,000	518,100	772,900	40.1	608,500	47.1
予備費		2,000,000	0	2,000,000	0.0	0	0.0
計		2,059,971,000	850,782,527	1,209,188,473	41.3	808,470,601	38.6
備考							

### (3) 国民健康保険税の収納状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円・%)

区 分	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	徴収率	前年度同期		
						収入済額	徴収率	
一 般 分	医療現年	274,437,000	280,449,557	113,229,382	167,220,175	40.4	128,282,341	44.9
	後期現年	84,970,000	86,659,976	34,887,901	51,772,075	40.3	25,626,081	29.1
	介護現年	24,970,000	27,340,567	1,035,917	26,304,650	3.8	7,005,478	26.9
	小計	384,377,000	394,450,100	149,153,200	245,296,900	37.8	160,913,900	40.2
	医療滞納	3,953,000	21,707,558	3,019,320	18,688,238	13.9	3,657,405	13.3
	後期滞納	1,084,000	6,206,178	872,289	5,333,889	14.1	603,340	8.5
	介護滞納	514,000	3,188,453	413,977	2,774,476	13.0	367,450	9.0
	小計	5,551,000	31,102,189	4,305,586	26,796,603	13.8	4,628,195	12.0
退 職 分	医療滞納	53,000	448,384	0	448,384	0.0	12,729	2.3
	後期滞納	13,000	139,843	0	139,843	0.0	4,039	2.8
	介護滞納	13,000	123,278	0	123,278	0.0	3,132	2.2
	小計	79,000	711,505	0	711,505	0.0	19,900	2.4
現年計	384,377,000	394,450,100	149,153,200	245,296,900	37.8	160,913,900	40.2	
滞納計	5,630,000	31,813,694	4,305,586	27,508,108	13.8	4,648,095	11.8	
備 考								

## 【後期高齢者医療特別会計】

### (1) 歳入予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円・%)

科 目	予算額 (A)	調定額	収入済額 (B)	収入未済額	執行率 (B/A)	前年同期 の執行率
後期高齢者医療 保 険 料	156,219,000	155,863,400	70,030,200	85,833,200	44.8	47.3
使 用 料 及 び 手 数 料	25,000	13,900	6,800	7,100	27.2	32.4
繰 入 金	81,145,000	0	0	0	0.0	0.0
諸 収 入	563,000	40,511	40,511	0	7.2	29.3
繰 越 金	966,000	3,358,963	3,358,963	0	347.7	350.0
計	238,918,000	159,276,774	73,436,474	85,840,300	30.7	32.7

### (2) 歳出予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円・%)

款	予算額	支出済額	予算残額	執行率	前年度同期	
					支出済額	執行率
総 務 費	1,991,000	883,470	1,107,530	44.4	915,181	79.2
後期高齢者医療 広域連合納付金	235,376,000	46,221,700	189,154,300	19.6	45,418,600	20.9
保 健 事 業 費	336,000	39,111	296,889	11.6	323,569	30.2
諸 支 出 金	215,000	96,700	118,300	45.0	54,500	25.3
予 備 費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	0	0.0
計	238,918,000	47,240,981	191,677,019	19.8	46,711,850	21.2

【介護保険特別会計】

(1)歳入予算の執行状況

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

科 目		予算額 (A)	調定額	収入済額 (B)	収入未済額	執行率 (B/A)	前年同期 の執行率
介護保険料		355,399,000	362,977,235	181,859,220	181,118,015	51.2	50.0
使用料及び 手数料		78,000	73,900	28,000	45,900	35.9	42.0
国庫 支出金	介護給付金 負担金	336,458,000	336,458,728	168,228,000	168,230,728	50.0	50.0
	調整交付金	143,329,000	144,526,000	96,351,000	48,175,000	67.2	57.7
	介護予防事業 交付金	12,984,000	0	0	0	0.0	0.0
	包括的支援・ 任意事業交付金	19,989,000	0	0	0	0.0	0.0
	保険者機能強化推進交 付金・保険者努力支援交 付金	7,497,000	0	0	0	0.0	0.0
支払 基金 交付金	支払基金 交付金	494,240,000	565,403,000	235,591,000	329,812,000	47.7	47.4
	地域支援事業 支援交付金	14,023,000	14,023,000	5,847,000	8,176,000	41.7	41.7
県 支出金	介護給付費負 担金	258,460,000	258,460,270	117,480,000	140,980,270	45.5	45.5
	介護予防事業 交付金	6,492,000	0	0	0	0.0	0.0
	包括的支援・ 任意事業交付金	9,994,000	0	0	0	0.0	0.0
財産収入		432,000	0	0	0	0.0	0.0
繰 入 金	一般会計 繰入金	293,335,000	134,000,000	134,000,000	0	45.7	0.0
	基金繰入金	1,000	0	0	0	0.0	0.0
繰越金		47,462,000	94,974,989	94,974,989	0	200.1	118.4
諸 収 入	延滞金、加算 金及び過料	3,000	0	6,800	△ 6,800	226.7	733.3
	雑入	3,000	11,176	11,176	0	372.5	500.0
サービス収入		7,158,000	3,236,700	3,236,700	0	45.2	45.7
計		2,007,337,000	1,914,144,998	1,037,613,885	876,531,113	51.7	44.0
備 考							

【介護保険特別会計】

(2)歳出予算の執行状況

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

款	予算額	支出済額	予算残額	執行率	前年度同期	
					支出済額	執行率
総務費	22,659,000	11,290,665	11,290,665	49.8	12,502,358	53.5
保険給付費	1,830,520,000	720,578,145	1,109,941,855	39.4	750,507,582	40.7
諸支出金	43,436,000	324,270	43,111,730	0.7	217,560	0.2
地域支援事業費	109,597,000	40,009,705	69,587,295	36.5	41,691,501	35.7
公債費	250,000	0	250,000	0.0	250,000	0.0
予備費	875,000	0	875,000	0.0	0	0.0
計	2,007,337,000	772,202,785	1,235,134,215	38.5	805,169,001	38.7
備考						

【介護保険特別会計】

(3)介護保険料の収納状況

〈令和4年9月30日現在〉

(単位:円・%)

区分	調定額	収入済額	収入未済額	徴収率	
特別徴収	現年分 (5276名)	339,392,160	167,097,420	172,294,740	49.2
	滞納分 (0名)	0	0	0	
	小計	339,392,160	167,097,420	172,294,740	
普通徴収	現年分 (344名)	21,761,590	14,325,280	7,436,310	65.8
	滞納分 (32名)	1,823,485	436,520	1,386,965	23.9
	小計	23,585,075	14,761,800	8,823,275	
計	現年分 (5620名)	361,153,750	181,422,700	179,731,050	50.2
	滞納分 (32名)	1,823,485	436,520	1,386,965	23.9
	合計	362,977,235	181,859,220	181,118,015	50.1

【 球磨郡障害認定審査事業特別会計 】

(1) 歳入予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円・%)

科 目	予算額 (A)	調定額	収入済額 (B)	収入未済額	執行率 (B/A)	前 年 同 期 の 執 行 率
分担金及び負担金	5,205,000	5,205,698	3,390,000	1,815,698	65.1	66.5
繰入金	956,000	956,302	690,000	266,302	72.2	72.9
諸収入	1,000	0	0	0	0.0	0.0
繰越金	476,000	2,981,500	2,981,500	0	626.4	447.4
国庫支出金				0		
計	6,638,000	9,143,500	7,061,500	2,082,000	106.4	96.1

(2) 歳出予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位:円・%)

款	予算額	支出済額	予算残額	執行率	前年度同期	
					支出済額	執行率
総務費	6,138,000	2,616,441	3,521,559	42.6	2,279,726	37.2
予備費	500,000	0	500,000	0.0	0	0.0
計	6,638,000	2,616,441	4,021,559	39.4	2,279,726	34.4

【 球磨郡介護認定審査事業特別会計 】

(1) 歳入予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位: 円・%)

科 目	予算額 (A)	調定額	収入済額 (B)	収入未済額	執行率 (B/A)	前 年 同 期 の 執 行 率
分担金及び負担金	29,337,000	29,337,745	19,400,000	9,937,745	66.1	62.8
繰入金	6,417,000	6,417,255	4,800,000	1,617,255	74.8	74.8
繰越金	236,000	9,154,258	9,154,258	0	3878.9	559.8
諸収入	1,000	0	0	0	0.0	0.0
計	35,991,000	44,909,258	33,354,258	11,555,000	92.7	85.0

(2) 歳出予算の執行状況

〈 令和4年9月30日現在 〉

(単位: 円・%)

款	予算額	支出済額	予算残額	執行率	前年度同期	
					支出済額	執行率
総務費	35,491,000	12,671,648	22,819,352	35.7	14,015,301	38.6
予備費	500,000	0	500,000	0.0	0	0.0
計	35,991,000	12,671,648	23,319,352	35.2	14,015,301	38.1

## 【水道事業会計】

### 付 属 明 細 書

### 1. 収益費用明細書(上半期分)

款・項・目・節	税 抜 額	税 込 額	予 算 額
1. 水道事業収益	204,406,130	214,709,512	393,732,000
1. 営業収益	103,351,377	113,654,759	215,174,000
1. 給水収益	103,077,296	113,376,259	214,492,000
1. 水道使用料	103,077,296	113,376,259	214,492,000
2. 受託工事収益	0	0	2,000
1. 給水工事収入	0	0	1,000
2. 修繕工事収入	0	0	1,000
3. その他の営業収益	274,081	278,500	680,000
1. 他会計負担金	0	0	1,000
2. 手数料	274,081	278,500	678,000
3. 材料売却収益	0	0	1,000
2. 営業外収益	101,054,753	101,054,753	178,556,000
1. 受取利息	1,385	1,385	27,000
1. 預金利息	1,385	1,385	15,000
2. 基金利息	0	0	12,000
2. 補助金	26,040,103	26,040,103	26,599,000
1. 他会計補助金	26,040,103	26,040,103	26,599,000
3. 消費税還付金	0	0	1,000
1. 消費税還付金	0	0	1,000
4. 長期前受金戻入	0	0	76,955,000
1. 長期前受金戻入	0	0	76,955,000
5. 引当金戻入	0	0	1,000
1. 引当金戻入益	0	0	1,000
6. 雑収益	40,300	40,300	1,000
1. その他雑収益	40,300	40,300	1,000
7. 資本費繰入収益	74,972,965	74,972,965	74,972,000
1. 資本費繰入収益	74,972,965	74,972,965	74,972,000
3. 特別利益	0	0	2,000
1. 固定資産売却益	0	0	1,000
2. 過年度損益修正益	0	0	1,000
<b>収 益 合 計</b>	<b>204,406,130</b>	<b>214,709,512</b>	<b>393,732,000</b>

1. 水道事業費用	66,007,399	69,994,732	402,682,000
1. 営業費用	52,466,445	56,442,952	372,129,000
1. 原水及び浄水費	14,197,413	15,523,562	89,457,000
1. 手当等	457,585	457,585	1,635,000
2. 委託料	1,101,008	1,211,109	13,341,000
3. 修繕費	10,184,800	11,203,280	67,132,000
4. 薬品費	2,454,020	2,651,588	7,285,000
5. 備用品費	0	0	64,000
2. 配水及び給水費	21,257,756	23,372,169	64,809,000
1. 手当等	39,201	39,201	123,000
2. 燃料費	32,399	34,870	873,000
3. 通信運搬費	618,649	680,497	2,150,000
4. 委託料	1,442,100	1,586,310	3,620,000
5. 備用品費	4,873	5,360	240,000
6. 修繕費	3,445,220	3,789,742	22,880,000
7. 材料費	0	0	1,181,000
9. 路面復旧費	0	0	0
10. 賃借料	214,100	229,010	475,000
11. 動力費	15,461,214	17,007,179	33,267,000
3. 受託工事費	0	0	5,000
1. 修繕費 他	0	0	5,000
4. 総 係 費	13,017,905	13,154,516	32,019,000
1. 報酬	0	0	44,000
2. 給料	6,633,600	6,633,600	13,325,000
3. 手当等	2,734,183	2,738,767	7,637,000
4. 賞与引当金繰入額	0	0	1,757,000
5. 法定福利費	1,547,564	1,547,564	3,740,000
6. 法定福利費引当金繰入額	0	0	343,000
7. 旅費	1,000	1,100	533,000
8. 備消耗費	27,478	30,226	114,000
9. 燃料費	235,814	259,256	735,000
10. 印刷製本費	267,905	294,695	378,000
11. 通信運搬費	230,004	253,005	707,000
12. 食糧費	12,494	13,696	24,000
13. 公課費	0	0	0
14. 保険料	666,423	666,423	706,000
15. 会費負担金	113,980	113,980	485,000
16. 手数料	0	0	0
17. 委託料	186,027	204,628	512,000
18. 修繕費	191,433	210,576	437,000
19. 賃借料	170,000	187,000	514,000
20. 貸倒引当金繰入額	0	0	28,000

5.業務費	3,993,371	4,392,705	22,634,000
1.手数料	194,901	214,390	516,000
2.委託料	3,798,470	4,178,315	22,118,000
6.減価償却費	0	0	162,283,000
7.資産減耗費	0	0	921,000
1.固定資産除却費	0	0	920,000
2.棚卸資産減耗費	0	0	1,000
8.その他の営業費用	0	0	1,000
2.雑支出	0	0	1,000
2.営業外費用	13,432,683	13,432,683	27,115,000
1.支払利息及び企業債取扱諸費	13,432,683	13,432,683	26,114,000
2.消費税及び地方消費税	0	0	1,000,000
3.雑支出	0	0	1,000
3.特別損失	108,271	119,097	151,000
1.固定資産売却損	0	0	1,000
2.過年度損益修正損	108,271	119,097	150,000
4.災害による損失	0	0	0
4.予備費	0	0	3,287,000
<b>費用合計</b>	<b>66,007,399</b>	<b>69,994,732</b>	<b>402,682,000</b>

■地方公営企業法第26条の規定による繰越額

款・項・目・節	税抜額	税込額	予算額
1.水道事業費用	4,780,000	5,258,000	5,258,000
1.営業費用	4,780,000	5,258,000	5,258,000
1.原水及び浄水費	4,780,000	5,258,000	5,258,000
3.修繕費	4,780,000	5,258,000	5,258,000

上半期執行率	収入	支出
当年度	54.5%	17.4%
前年度	53.6%	19.4%

## 【下水道事業会計】

### 付 属 明 細 書

### 1. 収益費用明細書(上半期分)

款・項・目・節	税 抜 額	税 込 額	予 算 額
1. 下水道事業収益	290,568,434	299,173,204	620,965,000
1. 営業収益	87,374,740	95,979,510	193,464,000
1. 下水道使用料	86,039,685	94,623,360	176,050,000
1. 特環下水道使用料	85,780,785	94,338,570	175,493,000
2. 簡易排水施設使用料	258,900	284,790	557,000
2. 雨水処理負担金	982,000	982,000	982,000
1. 雨水処理負担金	982,000	982,000	982,000
3. 他町村下水道流入負担金	210,955	232,050	166,000
1. 他町村流入負担金	210,955	232,050	166,000
5. その他営業収益	142,100	142,100	16,266,000
1. 他会計負担金	0	0	16,000,000
2. 特環下水道手数料	122,900	122,900	264,000
3. 簡易排水施設手数料	0	0	1,000
5. 延滞金	19,200	19,200	1,000
2. 営業外収益	203,192,694	203,192,694	427,500,000
1. 受取利息	694	694	36,000
1. 預金利息	694	694	1,000
2. 基金利息	0	0	35,000
3. 国庫補助金	0	0	2,000,000
1. 特環下水道国庫補助金	0	0	2,000,000
5. 他会計補助金	203,192,000	203,192,000	304,760,000
1. 特環下水道他会計補助金	202,644,000	202,644,000	304,212,000
2. 簡易排水施設他会計補助金	548,000	548,000	548,000
6. 長期前受金戻入	0	0	120,703,000
1. 国庫補助金長期前受金戻入	0	0	109,735,000
2. 県補助金長期前受金戻入	0	0	626,000
3. 分担金長期前受金戻入	0	0	10,342,000
7. その他長期前受金戻入	0	0	0
8. その他営業外収益	0	0	1,000
2. その他雑収益	0	0	1,000
3. 特別利益	1,000	1,000	1,000
2. 過年度損益修正益	1,000	1,000	1,000
<b>収 益 合 計</b>	<b>290,568,434</b>	<b>299,173,204</b>	<b>620,965,000</b>

1. 下水道事業費用	121,193,642	130,061,913	600,908,000
1. 営業費用	83,196,817	90,031,123	522,334,000
1. 污水管渠費	7,832,834	8,309,680	23,981,000
1. 給料	2,155,200	2,155,200	4,322,000
2. 手当等	376,934	376,934	1,230,000
3. 賞与引当金繰入額	0	0	573,000
4. 法定福利費	513,785	513,785	1,184,000
5. 法定福利費引当金繰入額	0	0	114,000
8. 備用品費	55,700	61,270	78,000
12. 通信運搬費	474,687	522,086	1,059,000
13. 委託料	1,622,000	1,784,200	5,915,000
15. 賃借料	0	0	286,000
16. 修繕費	947,009	1,040,059	4,888,000
20. 動力費	1,687,519	1,856,146	4,258,000
22. 材料費	0	0	74,000
3. 簡易排水施設費	1,038,153	1,140,466	1,937,000
2. 燃料費	0	0	5,000
款・項・目・節	税 抜 額	税 込 額	予 算 額
6. 委託料	266,000	292,600	871,000
7. 手数料	15,000	15,000	15,000
9. 修繕費	676,000	743,600	837,000
13. 動力費	81,153	89,266	209,000
4. 総係費	10,905,157	10,972,841	27,124,000
1. 給料	5,608,800	5,608,800	11,250,000
2. 手当等	855,914	855,914	4,518,000
3. 賞与引当金繰入額	0	0	1,479,000
4. 報酬	0	0	44,000
5. 退職手当組合負担金	1,708,080	1,708,080	3,426,000
6. 法定福利費	1,242,660	1,242,660	3,191,000
7. 法定福利費引当金繰入額	0	0	291,000
8. 旅費	24,182	26,600	210,000
12. 備用品費	7,421	8,163	55,000
13. 燃料費	56,624	62,285	149,000
15. 印刷製本費	155,995	171,595	221,000
16. 通信運搬費	133,928	147,321	412,000
18. 委託料	125,973	138,572	347,000
19. 手数料	15,864	17,450	18,000
20. 賃借料	120,000	132,000	336,000
21. 修繕費	36,850	40,535	109,000
27. 公課費	6,600	6,600	7,000
29. 食糧費	0	0	56,000
31. 負担金	393,580	393,580	532,000
32. 保険料	412,686	412,686	414,000
34. 貸倒引当金繰入額	0	0	59,000

5.業務費	2,839,405	2,968,741	24,306,000
10.報償費	52,000	52,000	98,000
18.委託料	1,179,868	1,297,854	19,145,000
19.手数料	113,537	124,887	303,000
33.排水設備助成金	1,494,000	1,494,000	4,760,000
6.流域下水道維持管理負担金	60,581,268	66,639,395	132,234,000
7.減価償却費	0	0	312,752,000
1.有形固定資産原価償却費	0	0	289,760,000
2.無形固定資産減価償却費	0	0	22,992,000
2.営業外費用	27,446,875	29,476,475	66,740,000
1.支払利息及び企業債取扱諸費	27,446,875	27,446,875	53,720,000
2.消費税及び地方消費税	0	2,029,600	13,020,000
3.特別損失	10,549,950	10,554,315	10,634,000
5.過年度損益修正損※1	10,549,950	10,554,315	10,634,000
4.予備費	0	0	1,200,000
<b>費用合計</b>	<b>121,193,642</b>	<b>130,061,913</b>	<b>600,908,000</b>

上半期執行率	収入	支出
当年度	48.2%	21.6%
前年度	50.1%	21.9%

## 【むすび】

### 1 一般会計・特別会計予算の執行状況等

(1) 予算の執行状況 ※一般会計及び特別会計(水道事業・下水道事業特別会計を除く)

一般会計の予算額に対する収入済額の執行率は 42.7%(昨年度 45.9%)、支出済額の執行率は 34.2%(昨年度 31.9%)である。

国民健康保険特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 45.6%(昨年度 47.1%)、支出済額の執行率は 41.3%(昨年度 38.6%)である。

後期高齢者医療特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 30.7%(昨年度 32.7%)、支出済額の執行率は 19.8%(昨年度 21.2%)である。

介護保険特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 51.7%(昨年度 44.0%)、支出済額の執行率は 38.5%(昨年度 38.7%)である。

球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 106.4%(昨年度 96.1%)、支出済額の執行率は 39.4%(昨年度 34.4%)である。

球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 92.7%(昨年度 85.0%)、支出済額の執行率は 35.2%(昨年度 38.1%)である。

(2) 予算の執行状況(水道事業・下水道事業特別会計)

水道事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 54.5%(昨年度 50.9%)、支出済額の執行率は 17.4%(昨年度 18.3%)であり、概ね適正な予算執行がなされている。

下水道事業特別会計の予算額に対する収入済額の執行率は 48.2%(昨年度 47.4%)、支出済額の執行率は 21.6%(昨年度 20.5%)である。

### 2 監査の結果及び特記事項(指示・要望)

#### 【各課共通】

現金監査の際に、釣銭用の現金をデスクマットの下に入れている課や、窓口手数料の入力を間違えている支所があったが、たとえ少額でも公金を扱うことの慎重さ・大切さの意識の欠落と感じた。現金を扱う課のみならず、町全体として、再考していただきたい。なお、各学校に公金取り扱いのマニュアルが作成されていたが、各課においても参考とされうるものと思われるので、取り入れられるものであれば、町として参考にしていきたい。

施設・備品については、町予算外での取得(寄附)のものも、公会計導入時には、資産として計上すべきではないかと考えるが、県等への確認を取って、寄付での取得資産も資産計上の必要があるとされれば、対応方をお願いしたい。

各課が関与している補助金については、補助金交付で終わらず、適切な使われ方ができているかまで責任を持っていただきたい。もし、支出先の決算内容も調査できるよう条例・要綱が整備されていないければ、条例・要綱の改正及び補助金の交付要件に追加することも考えていただきたい。

#### 【総務課・消防団】

消防団活動においては、各団員の献身的な活動に感謝します。

監査時にポンプが動かない(充電不足)分団があった。緊急時の対応が可能なように、随時点検を行っていただきたい。

長期間の活動がされていない団員については、退職慰労金の関係が生ずるので、幽霊団員の確認と退団の意思確認を徹底していただきたい。

バイクの鍵がつけたままやチェーンを柵に置きっぱなしなど、外部からの盗難防止策が取られていない分団があったので、盗難対策の検討をお願いしたい。

清水地区の防火水槽のマンホール蓋が3年前の指摘事項以来改善されていない。早急に対

応願したい。

また、防火水槽の破損があるところについては、危険防止の観点からも早急に改修願いたい。

### 【教育課】

(学校教育)

各学校ともそれぞれ工夫をされて、限られた予算の範囲で児童・生徒さんのために努力されており感謝します。

各小学校の作成している通学路の安全点検後の地図は、各家庭への情報還元(共有)だけでなく、あさぎり中学校への情報提供をお願いしたい。

屋内消火栓については、設置だけでなくその使用方法のマニュアル作成をお願いしたい。

深田小学校のクスノキによる石塀の損傷は、今後状況の定期的な確認をお願いしたい。また、各小学校の老朽化による破損等は、児童への安全確保するよう努めていただきたい。他県においては、剪定作業中の学校長の死亡事故が発生していることもあるので、学校内外の樹木の点検を定期的に実施していただくとともに、剪定作業は専門の業者に依頼し実施していただきたい。

(社会教育)

町指定の文化財については、合併前からの指定であり、基準の見直しを検討願いたい。

文化協会への補助金については、その用途について適切でないものがあつた。補助金の交付については、交付先の決算状況についても適切な助言指導をするようにしていただきたい。

### 【企画政策課】

ふるさと納税額の拡大のため、色々と工夫していただきありがとうございます。

あさぎり商社へのふるさと納税委託料については、あさぎり商社の最終損益を見積って、同社の多額の法人税納付にならないよう委託率を交渉していただきたい。

同社の事業計画では、プロモーション活動やポータルサイトの更新が挙げられているが、今年度半年での実施が確認されていないようだが、ふるさと納税のピークは年末なので、早期の確認と指導をお願いしたい。

地域づくり団体助成金は、低額な助成金での街づくりに貢献するものであり、有効な施策と思われるので、今後も予算化していただきたい。なお、実施要綱によると、2年(延長で5年)最高20万円となっているが、実施希望団体の状況を再検討して、希望団体が多くないのであれば、制限の緩和(助成金のアップ)も考慮していただきたい。

### 【町民課】

ごみ量の削減には努力していただきありがとうございます。毎月広報紙への掲載もされていますが、時には、年度別の収集状況や回収費用を記載して、さらなるごみ削減をPRしていただきたい。

マイナンバーカードの普及を懸案事項として認識されて、閉庁日対応等取り組まれているが、県内の一部市町村では、地域振興券等の購入に際し、マイナンバーカード所有者のみに別枠を設けているところもあるので参考としていただきたい。

### 【商工観光課】

町内事業者の活性化につながる各種施策は、事業者のみならず、町民への補助にもなっており今後も実施していただきたい。

商工振興補助金の1件について、計算の間違い(消費税込みとなっている)があることから、至急再計算し補助金の還付を求めている。

店舗改装事業補助金については、支給基準の床面積では、壁の補修の計算が困難である

(又は不利となる)ため、基準の再検討と、現在支給されている分についての検討をお願いしたい。

あさぎり商社の営業内容は、ふるさと納税委託料を除くと大幅な赤字であり、過去に実施した経営診断が生かされていないと思われる。診断料の無駄遣いとなることから、診断に基づく対応策を考えるよう指導していただきたい。

#### 【農林振興課】

農業経営分析事業における、過去 3 年間の個別の農家の経営状況については、個別の追跡調査を実施し、実施農家の収益向上等、当該事業の効果を判断していただきたい。また、併せて実施農家へのアンケート(当該事業の必要性など)も行い今後同様な事業の継続が必要かを判断していただきたい。

#### 【生活福祉課】

各施設が補助金で購入している物品については、書類での審査だけでなく、不定期的に現物の有無・設置場所・使用状況などを実地調査して確認していただきたい。

#### 【健康推進課】

スマートウェルネス事業関係補助金で、通信料・インターネット接続は補助対象外だが、T-well システム利用料の基本料金 90 万円は、それに該当するのではないか確認願いたい。

また、当該事業は 3 年で終了とのことだが、せっかく根付き始めてきた健康意識(運動習慣)を継続させるよう検討していただきたい。また、当該データについては、個人情報に配慮したうえで、町民へ有効に還元していただきたい。

あさ監第 57 号  
令和 5 年 1 月 30 日

あさぎり町議会議長 徳永 正道 様  
あさぎり町長 尾鷹 一範 様

あさぎり町監査委員 園 田 孝 幸  
あさぎり町監査委員 加賀山 瑞津子

### あさぎり町議会からの請求に係る監査の結果に関する報告書

地方自治法第 98 条第 2 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

#### 1 請求の受付

##### (1) 請求年月日

令和 4 年 12 月 12 日

##### (2) 監査請求事項

台風 14 号豪雨災害に起因した、令和 4 年度あさぎり町水道事業会計における水道の断水等に対する水道料金減免措置、並びに令和 4 年度あさぎり町下水道事業会計における下水道料金減免措置に関する事項

#### 2 監査の実施

##### (1) 監査期間 令和 4 年 12 月 13 日～令和 5 年 1 月 23 日

##### (2) 監査対象 あさぎり町上下水道課（以下「上下水道課」という）

##### (3) 監査場所 あさぎり町上下水道課事務室、監査室、議会事務局

##### (4) 監査請求事項の経緯

令和 4 年 9 月 18 日～19 日の台風 14 号により、あさぎり町須恵配水池、同町上旧川北浄水場、同町上皆越取水場、同町岡原第一浄水場及び同町岡原第二浄水場の施設が停電、濁水流入、土砂流入及び取水口の埋没などにより、これら施設の上水道供給対象地区（以下「本件対象地区」という）において、断水、水の濁り、水圧不足及び復旧後の白濁が生じた（以下これらの被害を「本件被害」という）。

本件被害により、飲料水確保の困難、トイレ等の利用制限及び復旧後の水道水の濁りなどの影響が生じたとして、上下水道課は、本件対象地区の 10 月（9 月使用）分の上下水道基本料金の減免措置（以下「本件減免措置」という）を行った。

この本件減免措置に対しあさぎり町議会は、令和 4 年 12 月 9 日に、本件減免措置は、「あさぎり町水道事業給水条例施行規定第 22 条第 1 項第 4 号」を根拠として

あげているが、それに基づく実施要綱等が措置されておらず、減免対象者の選定や減免内容の措置基準について具体的明示根拠がない状況で事務着手されていると決議（以下「本件決議」という）して、同月 12 日付で上記 1 の（2）の監査請求事項についての監査及び結果の報告の請求（以下「本件請求」という）を提出した。

#### (5) 監査方法

本件請求受付の際に、森岡副議長及び議会事務局に本件請求の趣旨を確認したところ、本件決議の文言のとおり、本件減免措置に至った経緯及び条例等との問題を監査請求するもので、本件減免措置による減免額料金の返還の判断まで求めるものではないとの確認を得た。

よって、本件減免措置に至った経緯と根拠に主眼を置いた監査を行うこととし、上下水道課及び議会事務局の有する文書の監査、本件被害の状況の聞き取りと、本件対象地区のうち上下水道課への聞き取りで、被害状況が一律でないと思われる上川北地区への被害状況のアンケートを上下水道課へ依頼し実施した。

#### (6) 監査書類等

監査した行政文書等は、議会事務局ファイル『「協議会記録・調整」「全員協議会」』、『「委員会記録・調整」「総務建設経済常任委員会」』、上下水道課ファイル『「庶務」「令和 4 年台風 14 号被災関係綴」』、『「災害復旧」「令和 2 年 7 月豪雨災害復旧工事関係書類」』、『「水源関係」「岡原地区竹野（萬建設内）災害・緊急用井戸契約関係」』、『「災害復旧」「令和 2 年 7 月豪雨関係」』、『「災害復旧」「令和 2 年 7 月豪雨関係」（事務関係綴）』及び PC 内「水道管路管理システム（国土情報開発）」である。

### 3 監査結果

#### (1) 水道施設の被害状況と影響

上記 2 の（6）の上下水道課保有の監査書類等の『「庶務」「令和 4 年台風 14 号被災関係綴」』及び PC 内「水道管路管理システム（国土情報開発）」の確認並びに上下水道課長及び同課長補佐への聞き取りにより、以下の水道施設の被害状況及び利用者への影響が判明した。

なお、本件被害の影響は、令和 4 年 9 月 27 日まで続き、本件対象地区は、飲料水の確保が困難となるほか、トイレ等の利用制限が生じ、更に復旧後にも水道水の濁りなどの影響が生じた。

##### イ 旧川北浄水場

取水口埋没により上水道の断水、水圧不足及び白濁が生じた。

##### ロ 岡原第一浄水場

停電による電源損失と浄水場内への土砂流入により、上水道の断水と白濁の被害が生じた。

#### ハ 岡原第二浄水場

停電による電源損失、浄水場内への土砂流入及び河川取水口の土砂埋没により、上水道の断水と白濁の被害が生じた。

#### ニ 皆越取水場

停電による電源損失及び取水ポンプの故障により、上水道の断水及び白濁が生じた。

#### ホ 平山配水池

停電による電源損失により、上水道の断水と白濁が生じた。

### (2) 本件減免措置に至った経緯（別添資料添付）

議会事務局ファイル『「協議会記録・調整」「全員協議会」』、『「委員会記録・調整」「総務建設経済常任委員会」』、上下水道課ファイル『「庶務」「令和4年台風14号被災関係綴」』及びPC内「水道管路管理システム（国土情報開発）」の確認並びに上下水道課長及び同補佐への聞き取りにより、以下の事項が判明した。

#### イ 減免措置の実施立案まで

上下水道課は、本件対象地区世帯の上記(1)の被害による断水や水圧不足、更に断水復旧後の濁りや白濁解消のための水道の長期開栓及びそれに伴う下水量の増加を考慮し、上下水道の料金及び使用料（以下「上下水道料金」という）の基本料金減免を考えた。

なお、上下水道課は、当初上地区について、「石坂」、「永山」、「狩所」、「皆越」の4地区を減免対象の地区と考えていたが、上川北地区の他の地域からも、水圧不足や白濁の報告があり、十数件の電話による聞き取りを行ったが、地域の特定にまでは至らなかった。そのため、上川北地区全域を対象とした調査も考えたが、限られた人員の事務量を災害復旧対応へ優先すること及び旧川北浄水場から水道管が川北地区全域に関係していると推察し、また、本件対象地区は、広範囲に及ぶところ、令和2年7月豪雨災害においても上水道料金の免除をしたことを鑑み、今回においても同様の措置をしてはどうかと、課内で検討し、川北地区全域を災害影響地区とし町長への判断を仰いだ。

町長への報告・相談は、令和4年9月29日以降行われており、上記のとおり被害の復旧作業が優先されるべきと判断し、また、令和2年7月豪雨の際にもあさぎり町内全てが断水被害等を受けていないにも関わらず、全戸の調査等をしないで水道料金等の減免措置を行っていることから、町民の救済を優先させるために、今回も本件対象地区の全戸を調査することなく現状で把握している被害状況で判断し、同年10月3日に上下水道料金の減免の決裁を得て、同月6日に該当地区への回覧での周知を行った。

## ロ 議会への報告等

議会への報告は、令和4年10月21日に総務建設経済常任委員会、同月27日に議会全員協議会で報告説明がされた。また、同年9月24日に災害施設への議会視察が行われている。

### (3) 実施アンケートの結果

令和4年12月22日付で上川北地区975件へ本件被害の状況のアンケートを行った結果は、何らかの被害があったと回答されたものが629件中285件、「石坂」、「永山」、「狩所」の3地区以外の地区においても446件中126件の被害ありとの回答があった。

なお、「石坂」地区においては、76件中5件の被害なしとの回答があった。

### (4) 過去の実施事例（令和2年7月豪雨災害時等）

議会事務局ファイル『「協議会記録・調整」「全員協議会」』、『「委員会記録・調整」「総務建設経済常任委員会」』、上下水道課ファイル『「災害復旧」「令和2年7月豪雨災害復旧工事関係書類」』、『「水源関係」「岡原地区竹野（萬建設内）災害・緊急用井戸契約関係」』、『「災害復旧」「令和2年7月豪雨関係」』、『「災害復旧」「令和2年7月豪雨関係（事務関係綴）」』並びに上下水道課長及び同課長補佐への聞き取りによると、過去の同様な事例として、上下水道課は、令和2年7月豪雨災害時において、あさぎり町内全戸に対して、令和2年度8月（7月使用）分の水道基本料金の減免をおこなっている。

その際根拠とした条例等は、今回と同じく「あさぎり町水道事業給水条例第35条並びにあさぎり町水道事業給水条例施行規定第22条第1項第4号」であり、議会への説明は、令和2年8月17日の町民への回覧前の同月3日の総務建設経済常任委員会と同月5日の全員協議会にておこなわれている。

### (5) 上下水道課の人員及び業務

あさぎり町上下水道課は、現在10名在職しており、主な従事業務は、37ヶ所に及ぶ上水道施の水質管理、上下水道施設への保守点検業務、水道施設再編整備工事、給水管敷設替工事、上下水道の使用量確認業務、上下水道料金の徴収と未納者への督促などのほか、今回のような災害被害時の対応である。

なお、令和4年9月19日から同月26日までの8日間で同課職員の残業（時間外勤務）時間は、約397時間であり、一人当たり40時間弱（1日5時間弱）となっている（休日出勤時間を含む）。

### (6) 根拠条例等

あさぎり町水道事業給水条例第35条は、「町長は、公益上その他特別の理由があるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金その他の費用を軽減し、又は免除し、延納することができる。」とし、同条例施行規定第22条第1項で「条例第35条の規定により軽減又は減免できる場合は、次の各号のいずれか

に該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。」と規定して、第4号で「その他管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの」と定めている。

また、同様にあさぎり町下水道条例第39条で「管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減免することができる。」とし、同条例施行規定第16条1項で「条例第39条の規定による使用料等の減免は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。」と規定して、第2号で「その他管理者が特に必要であると認めたとき。」と定めている（以下上記条例第35条及び上記条例施行規定22条と併せて「本件条例等」という）。

つまり、上下水道料金のいずれにおいても、行政の裁量による減免を認めている。

これについて、議会は、本件監査請求に関する決議において、実施要綱等の定めがなく、減免対象者の選定や減免内容などの措置基準がされておらず、また議会への事前の説明等もなく、疑問が残ると指摘している。

#### 4 監査結果の分析と意見

##### (1) 本件減免措置の必要性

本件減免措置は、前記3の(1)のとおり本件被害は、広範囲に及ぶと認められるところ、同(4)のとおり直近(令和2年8月)にも同様な事例に対して同様な措置を講じ、その際問題なく実施されていることからして、妥当な対応策であると判断する。

##### (2) 本件条例等の判断

前記3の(6)のとおり本件条例等には、行政裁量に基づく上下水道料金の減免を認めており、本件減免措置に違法性はないと判断する。

しかし、行政裁量については、これを際限なく認めてしまうと、行政側の恣意が止められなくなる恐れがある半面、すべてを明文化してしまうと、行政裁量の規定が無くなり、予期しない事態への救済が出来なくなるという恐れも生ずる。

本件請求に際しても、議会は本件決議において「具体的明示根拠がない」と議決しているが、あさぎり町の災害を起因とする上下水道料金の減免がこの2年で2回起きていることや、近年の気象災害の多発ぶりを鑑みると、今後少なくとも異常気象等の災害に起因する減免措置については、「条例施行規定」又は議会の言う「実施要綱」で、別段の定めを規定すべきと判断する。

##### (3) 本件対象地区選定の妥当性

前記3の(2)のイのとおり、上地区については、当初「石坂」、「永山」、「狩所」、「皆越」の4地区であったところを上川北地区全域に広げているが、同(3)のアンケート結果からしても、被害割合の差はあるものの、本件対象地区のいずれの地区においても被害の報告がされていること、及び同(5)のとおり上下水道課の事

務量は、人員に対し事務量が相当量である。

よって、大きな災害後に被害状況の完全な把握に費やす事務量と災害復旧の事務量の優先度合いを考慮すると、本件十数人への聞き取りと被害施設の対象とする給水地域から地区を選定したのはやむを得ないものと判断するが、上記（２）の判断のとおり今後異常気象等に対する別段の定めをする際には、減免措置対象地区等についても何らかの基準を設けるべきと考える。また形式的基準を設けてあるほうが同課職員の減免措置事務量削減にもつながると考える。

#### （４）議会への報告について

前記３の（２）の口のとおり、本件減免措置については、住民回覧後に議会へ報告されているが、同（４）のとおり令和２年７月豪雨災害の際には、事前の報告がされている。

令和２年豪雨災害の際に議会から減免についての指摘もなく、本件被害も同災害に準ずることから事後報告にしたとも考えられるが、上記（２）のとおり、行政裁量において判断される事案においては、恣意性が憂慮されることもあることから、本件減免措置のような広範囲に及ぶ減免措置については事前に報告されたほうが良かったと考える。

なお、今後条例等の改定がされ、基準が明らかになれば、早期の事後報告でも問題ないと考える。

供 覧	園田 孝幸	加賀山 瑞津子	尾鷹 一範	尾鷹 一範
	監査委員	監査委員	事務局長	事務局長

あさ総第6236号の2

令和5年1月27日

あさぎり町監査委員 園田 孝幸 様

あさぎり町監査委員 加賀山瑞津子 様

あさぎり町長 尾鷹 一範



令和4年度定期監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年10月20日から11月25日に実施された、上記監査の結果報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



## 監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策		改善未定の場合、今後の予定
				予算計上予定額	
定期 監査	全課 共通	現金監査の際に、釣銭用の現金をデスクマットの下に入れている課や、窓口手数料の入力を間違えている支所があったが、たとえ少額でも公金を扱うことの慎重さ・大切さの意識の欠落と感じた。現金を扱う課のみならず、町全体として、再考していただきたい。なお、各学校に公金取り扱いのマニュアルが作成されていたが、各課においても参考とされうるものと思われるので、取り入れられるものであれば、町として参考にしていただきたい。	証明書料金等の集計、チェック資料は、月締め、15日締めの時に利用する資料であり、各締め日の際に、再度レシート、申請書を確認、精査し町民課、税務課に報告する資料であったが、二重計上していたために現金と合わなかった。各締め日の際に精査するものではありませんが、日々の入力も計上誤りがないように、二重にチェックを行い違算がないように体制を図った。また、少額であっても公金に対する意識を改め、取り扱いについて慎重に行うようにしたい。		
		施設・備品については、町予算外での取得(寄附)のものも、公会計導入時においては、資産として計上すべきではないかと考えるが、県等への確認を取って、寄付での取得資産も資産計上の必要があるとされれば、対応方お願いしたい。	統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務省)において、固定資産台帳は無償取得した資産の増減も記録することとされており、本町も寄附により取得した資産を計上している。しかし、同マニュアルにおいて、開始時固定資産台帳の整備時(平成27年度末)までに耐用年数を超過した資産は取得方法を問わず計上しないこととしており、この事由により計上していない資産が存在する。今後取得する資産については、固定資産台帳の更新事務にて徹底した調査を行うとともに、会計課所管の備品台帳とも突合し、さらなる精緻化を図ることとする。		
		各課が関与している補助金については、補助金交付で終わらず、適切な使われ方ができているかまで責任を持っていただきたい。もし、支出先の決算内容も調査できるよう条例・要綱が整備されていなければ、条例・要綱の改正及び補助金の交付要件に追加することも考えていただきたい。	補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるため、補助金等交付規則及び要綱を整備しています。補助事業者等への調査については、交付規則第22条の規定により、立ち入り検査を行うことができることとしています。所管課に対し、法令遵守及び事務処理の適正化について、周知徹底を図ります。		

## 監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策		改善未定の場合、今後の予定
				予算計上予定額	
定期監査	総務課	監査時にポンプが動かない(充電不足)分団があった。緊急時の対応が可能なように、随時点検を行っていただきたい。	各分団長を通じて、各部ポンプの試運転等を行うよう指示しました。		
		長期間の活動がされていない団員については、退職慰労金の関係が生ずるので、幽霊団員の確認と退団の意思確認を徹底していただきたい。	約3年前から活動が確認できない団員については、団歴5年を迎える前に退団させるよう指示を行っています。		
		バイクの鍵がつけたままやチェーンを棚に置きっぱなしなど、外部からの盗難防止策が取られていない分団があったので、盗難対策の検討をお願いしたい。	各部長へ、貴重品の保管については鍵の施錠できる場所への移動のお願いをしている。再度、徹底いただくよう周知する。		
		清水地区の防火水槽のマンホール蓋が3年前の指摘事項以来改善されていない。早急に対応願いたい。	防火水槽の蓋について、業者に取り換えの見積もりを依頼したところ蓋だけの交換はできないとのこと。汚水の文字を目立たなくする処置を検討します。		
		防火水槽の破損があるところについては、危険防止の観点からも早急に改修願いたい。	防火水槽漏水修繕の必要なところについては、参考見積を徴収し、次年度で対応している。	1,204,000円	

監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策		改善未定の場合、今後の予定
				予算計上予定額	
定期監査	教育課	各小学校の作成している通学路の安全点検後の地図は、各家庭への情報還元(共有)だけでなく、あさぎり中学校への情報提供をお願いしたい。	各小学校通学路点検結果については、交通安全推進会議にて情報共有を図っている。	無	再度、中学校へ情報提供し、共通理解を図る。
		屋内消火栓については、設置だけでなくその使用方法のマニュアル作成をお願いしたい。	訓練実施依頼やマニュアル(屋内消火設備の使い方)を作成する。	無	有事時において教職員等が屋内消火栓を使用できるよう指導していく。
		深田小学校のクスノキによる石塀の損傷は、今後状況の定期的な確認をお願いしたい。また、各小学校の老朽化による破損等は、児童への安全確保するよう努めていただきたい。他県においては、剪定作業中の学校長の死亡事故が発生していることもあるので、学校内外の樹木の点検を定期的実施していただくとともに、剪定作業は専門の業者に依頼し実施していただきたい。	深田小学校石塀は今後も定期的確認を行い注視していく。また、各小学校の老朽化による破損等は個別施設計画に基づき改修等を実施し、緊急性が高い場合は、児童の安全を確保するため立入禁止等を行うとともに改善に努めていく。また、学校敷地内の樹木は、町文化財指定木は樹木医に診断を予定しており、その他高木については、専門業者へ点検業務を依頼する予定としている。	1,438,800円	改善策同様
		町指定の文化財については、合併前からの指定であり、基準の見直しを検討願いたい。	町指定文化財の指定基準については、国・県の基準を基に定めているが、合併前に指定されたものは、その基準と異なって指定されているものもあるため、種別等の見直しは課題と考えている。今後作成予定の、文化財保存活用地域計画の進行と合わせて検討していきたい。		
		文化協会への補助金については、その用途について適切でないものがあった。補助金の交付については、交付先の決算状況についても適切な助言指導をするようにしていただきたい。	年に1回程度、補助金等交付規則第22条の規定に基づき補助金交付団体への立ち入り調査を行い、帳簿書類について検査し、その用途等について確認する。		

監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策	改善未定の場合、今後の予定	
			予算計上予定額		
定期監査	企画政策課	あさぎり商社へのふるさと納税委託料については、あさぎり商社の最終損益を見積って、同社の多額の法人税納付にならないよう委託率を交渉していただきたい。	R4年11月より、委託料を9%から8%へ減額するとともに、R4年度の寄付額の状況を見ながら検討していくこととしている。		
		あさぎり商社の事業計画では、プロモーション活動やポータルサイトの更新が挙げられているが、今年度半年での実施が確認されていないようだが、ふるさと納税のピークは年末なので、早期の確認と指導をお願いしたい。	・紙媒体「女性セブン」11/10発行号へ掲載 ・web広告「yahoo!」トレンドPR(R4.6~8) ・ポータルサイト上でのPRは行っていないが、「さとふる」の総合ランキングページ上位10~40位以内に、本町人気返礼品の馬刺しが常時ランクインしている。全国48万点以上の返礼品がある中、上位に君臨していることで、寄附申し込み増に繋がっていると考えられる。		
		地域づくり団体助成金は、低額な助成金での街づくりに貢献するものであり、有効な施策と思われるので、今後も予算化していただきたい。なお、実施要綱によると、2年(延長で5年)最高20万円となっているが、実施希望団体の状況を再検討して、希望団体が多くないのであれば、制限の緩和(助成金のアップ)も考慮していただきたい。	町長が認める範囲であれば5年間まで延長は認められている。 できれば、多くの団体にまちづくりに取り組んでいただきたいため、1団体当たりの補助金上限額のアップについては、他の団体からの要望状況も見極めながら、今後も引き続き検討していきたい。		
	町民課	年度別の収集状況や回収費用を広報紙に記載して、さらなるごみ削減をPRしていただきたい。	広報誌に毎月の可燃ごみ・生ごみ・リサイクルの収集状況について前月と比較して掲載している。また全体の処理費についても前月と比較して掲載をしている。 広報誌に掲載できる紙面が限られており掲載するためには協議が必要と思われます。	無	
		マイナンバーカードの普及を懸案事項として認識されて、閉庁日対応等取り組まれているが、県内の一部市町村では、地域振興券等の購入に際し、マイナンバーカード所有者のみに別枠を設けているところもあるので参考としていただきたい。	マイナンバーカード普及促進については、日曜開庁や平日の開庁時間を延長して取り組んでいる。また申請時において、受取を郵送とする手続きを積極的に進めて交付率向上を図っている。		

## 監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策		改善未定の場合、今後の予定
				予算計上予定額	
定期 監査	商工 観光 課	町内事業者の活性化につながる各種施策は、事業者のみならず、町民への補助にもなっており今後も実施していただきたい。	ご指摘頂いたマイナンバーカード取得者に対しての地域振興券の配布については、マイナンバーカードを取得したくてもできない、例えば長期入院の方や施設入所者、多忙でマイナンバーカード申請できない方との差別を生む可能性があるため、現在のところ実施を考えていない。	無	施設入所者の方のマイナンバーカード取得については、施設毎にQRコード付きの申請書を配布して取得する方法や職員が施設へ出張して郵送受取の申請を行うなど計画を立てる予定である。
		商工振興補助金の1件について、計算の間違い(消費税込みとなっている)があることから、至急再計算し補助金の還付を求めている。	消費税については申請者本人が税抜きの認識であったことから、今回の間違いが生じた。再計算を行うとともに、申請者に対して直ちに連絡を行い、差額の返還を求めるとする。	返還額 17,000円	申請者本人も納得し、差額分の返還についてもすでに完了した。
		店舗改装事業補助金については、支給基準の床面積では、壁の補修の計算が困難である(又は不利となる)ため、基準の再検討と、現在支給されている分についての検討をお願いしたい。	壁面積については以前の家屋評価の手法を参考としていたが、今後は壁の実面積の計測による基準とする。		
		あさぎり商社の営業内容は、ふるさと納税委託料を除くと大幅な赤字であり、過去に実施した経営診断が活かされていないと思われる。診断料の無駄遣いとなることから、診断に基づく対応策を考えるよう指導していただきたい。	あさぎり商社については、各部門において業務改善や経費削減などに努めてもらっており、令和2年度より運営補助金を支出していない状況であるが、ふるさと納税委託料を除くと指摘のとおり赤字となっている。今後も改善に努めながら各業務を実施していただくとともに、経営診断に基づく対応策や経営改善の取り組みをお願いする。		

## 監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策		改善未定の場合、今後の予定
				予算計上予定額	
定期監査	農林振興課	農業経営分析事業における、過去3年間の個別の農家の経営状況については、個別の追跡調査を実施し、実施農家の収益向上等、当該事業の効果を判断していただきたい。また、併せて実施農家へのアンケート(当該事業の必要性など)も行い今後同様な事業の継続が必要かを判断していただきたい。	<p>昨年4月に、令和2年度経営分析事業を活用した農業経営体にアンケート調査を実施(回答22/29件)。回答があった全ての農業経営体が、今後の経営方針や目標設定に分析結果を参考にすると回答があり、経営改善や発展に意欲を持つきっかけになったことが窺える結果となった。</p> <p>追跡調査を実施する場合、長期的な期間に渡って、経営や生活環境の実態を深掘りする必要がある。改めて外部専門家へ委託する必要は無いが、現状、担当者の業務量と裁量だけでは、追跡調査の実施は困難である。</p>		<p>経営分析事業を活用した農業者のほとんどが認定農業者(有効期間が5年間)である。</p> <p>5年に1回は経営改善計画書を町や県に提出し、審査・更新手続きを済ませる必要がある。その審査手続きの段階で、経営分析結果の取組み状況や経営実態の確認を書類やヒアリングで実施する。</p>
	生活福祉課	各施設が補助金で購入している物品については、書類での審査だけでなく、不定期的に現物の有無・設置場所・使用状況などを実地調査して確認していただきたい。	<p>子ども子育て支援交付金を利用した病後児保育事業については、事業を実施しているこども園を訪問し、購入した物品を確認した。(R4.11.11調査済)</p> <p>実地調査は今後も継続していく。</p>	無	新型コロナウイルス感染症拡大防止の補助金で購入した物品については、R4.7.28に保育園(学童クラブ)を訪問し確認済。

## 監査結果報告に関する対応策

監査区分	担当課	監査結果報告概要	改善策		改善未定の場合、今後の予定
				予算計上予定額	
定期監査	健康推進課	スマートウェルネス事業関係補助金で、通信料・インターネット接続は補助対象外だが、T-Wellシステム利用料の基本料金90万円は、それに該当するのではないかと確認願いたい。	T-Wellシステムは運動教室型の個別運動指導を主として参加者の健康増進を図る指導プログラム体系をいい、インターネット接続を行っている血圧計リーダーライターとモバイルルーターの費用以外は補助対象となっており、スポーツ庁も交付申請時に確認している。		
		スマートウェルネス事業は3年で終了とのことだが、せっかく根付き始めてきた健康意識(運動習慣)を継続させるよう検討していただきたい。また、当該データについては、個人情報に配慮したうえで、町民へ有効に還元していただきたい。	スポーツ庁の補助金は事業内容を一部変更する必要があるため4年目以降は申請しないが、国保の補助金等を利用し、これまでの事業を継続していきたい。データ分析結果等については、各種事業時に参加者へ広報を行っている。		今後、データ分析結果等については議会への説明と町広報紙を通じて広く町民へ周知していきたい。